# 貯蓄預金規定

## 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当組合の本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものにかぎります。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で 直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

## 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金の口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤 発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

#### 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちに その通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、 その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

## 5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。

#### 6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。 また、この預金口座を給与、年金、株式・信託の配当金および投資信託の分配金ならびに公社債等の元利金の自動受取口座として指定することはできません。

## 7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの 残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月 と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日金額階層区分別の利率によって計 算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

## 8. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することにより この預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。 この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出の住所にあてて 発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またこの預金口 座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
  - ② この預金の預金者が預金共通規定8条第1項に違反したとき
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると 認められるとき
- (3) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ 残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、 または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものと します。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 第2項、第3項および預金共通規定3条によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合所定の書面に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

この他、「預金共通規定」各条項によります。